

2020年10月20日

エコマーク使用契約者  
ご担当者様

## 相互認証用証明書の発行手続きに関する変更について

(電子メールによる手続きに変更します)

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

平素より、エコマーク事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

エコマークと海外タイプ I 環境ラベル機関間で実施している相互認証の証明書発行手続きに関する変更について、ご連絡いたします。

昨今の社会情勢にあわせて、テレワーク等への移行や電子対応、押印の一部省略が進むなど働き方自体が見直されつつあります。このような状況下、エコマーク事務局では、各種手続きについてご担当者の負荷軽減や手続きの簡略化・スピードアップを目的に、申請手続きの電子化や押印の一部省略を段階的に実施して参ります。

今回の変更では、相互認証に関する証明書類の発行等を、2020年10月20日(火)以降は、下記の通り変更させていただきます。

### 記

#### 1. 「相互認証用「エコマーク認定確認書」発行依頼書」の提出方法について

エコマーク事務局宛の提出は、電子メールへの添付ファイル(PDF形式)による提出に変更します。

提出先：[sinsei@ecomark.jp](mailto:sinsei@ecomark.jp)

※ 送付後、1週間以内にエコマーク事務局からご連絡が無い場合には、電子メールが受信できていない可能性がありますので、ご一報いただけますようお願いいたします。

#### 2. 依頼書への押印について

これまで依頼書には、社印等の押印が必要でしたが、今後は押印を不要とします。新しい書式は以下よりダウンロードいただけます。

<https://www.ecomark.jp/about/mutual/>

※ ただし、中国用の依頼書につきましては、これまで通り押印が必要です。

※ なお、添付する証明書類につきましては、文書毎に定められた押印ルールに従います。

ただし、電子印鑑・電子署名を用いた証明書も受け付けます。

#### 3. 「エコマーク認定確認書」の発行について

これまで、エコマーク事務局から「エコマーク認定確認書(Eco Mark Verification of Certification)」を郵送しておりましたが、今後は同文書をPDF形式で電子メール(添付)にて送付します。

相互認証の手続き方法につきましては、以下 URL に各国毎に掲載しておりますので、併せてご確認下さい。

<https://www.ecomark.jp/about/mutual/>

本件について、ご不明点等ございましたら、エコマーク事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

<本件に関する問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

E-mail : [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp) / Tel : 03-5829-6286